

母子保健法の一部を改正する法律案要綱

第一 目的規定の改正（第一条関係）

措置の例示に「介護」を加えること。

第二 国及び地方公共団体の責任の強化（第五条関係）

国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図る責務を有すること。

第三 施策の有機的連携（第五条の二関係）

- 一 母子保健に関する施策は、保健、医療、福祉、労働、教育その他の分野にわたって、有機的連携の下に総合的かつ計画的に策定され、及び実施されなければならないこと。
- 二 施策の策定及び実施に当たっては、母性と就業の両立が確保され、及び父親の育児への参加が促進されるように配慮されなければならないこと。

第四 都道府県の協力等（第八条関係）

都道府県は、市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関し、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他必要な援助及び市町村相互間の連絡調整を行うほか、政令で定めるところにより、

市町村と連携を図りつつ、市町村に代わって、母子保健に関する事業の一部を行うことができること。

第五 市町村の事務への移行（第九条から第十三条まで及び第十七条関係）

母子保健に関する知識の普及、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、健康診査に基づく訪問指導等の事務は、市町村の事務とすること。

第六 知識の普及の拡充（第九条関係）

- 一 市町村は、妊娠、出産及び育児のほか、家族計画についても、相談に応ずる等により、知識の普及に努めなければならないこと。
- 二 市町村は、知識の普及に当たり、思春期からの健康の保持及び増進並びに父親の育児への参加の促進を図るように努めなければならないこと。

第七 保健指導の必要的事務化（第十条関係）

市町村は、妊産婦又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行わなければならないこと。

第八 健康診査の徹底・強化（第十二条関係）

市町村は、妊娠中の女子については六回、出産後一年以内の女子については一回、乳児については二回、満一歳六箇月を超え満一歳八箇月に達しない幼児については一回、満三歳を超え満四歳に達しない幼児については一回、各々健康診査を行わなければならないこと。

第九 出産に要する費用の援助（第十四条の二関係）

市町村は、必要に応じ、妊産婦に対して、出産に要する費用につき援助をするように努めなければならないこと。

第十 居宅における介護等（第十四条の三関係）

市町村は、妊産婦が妊娠又は出産に伴う疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅において食事等の介護、乳児の保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生省令で定めるものを供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜の供与を委託する措置を採ることができること。

第十一 妊産婦の休養に関する援助（第十四条の四関係）

市町村は、安静を必要とする妊産婦について、その申出により、母子休養施設その他適当と認められる

施設に入所させて当該妊産婦に必要な休養を取らせ、及びこれに併せて当該妊産婦が自らその乳児を養育することができるよう適切な援助をするように努めなければならないこと。

第十二 健康診査に基づく訪問指導等の拡大（第十七条関係）

- 一 市町村長は、妊産婦のほか、乳児又は幼児に対しても、健康診査の結果に基づき必要があると認めるときは、医師、助産婦、保健婦若しくはその他の職員をして訪問指導を行わせ、又は疾病にかかっている疑いのある者について医師若しくは歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。
- 二 市町村は、妊産婦のほか、乳児又は幼児に対しても、これらの者が一の勧奨に基づいて医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならないこと。

第十三 母子保健施設の充実

- 一 市町村は、必要に応じ、母子健康センターを設置するものとする。（第二十二條関係）
- 二 市町村は、無料又は低額な料金で、安静を必要とする妊産婦を入所させて必要な休養を取らせることを目的として、母子休養施設を設置するよう努めなければならないこと。（第二十二條の二関係）

第十四 母子保健のための地域組織の育成等

- 一 市町村は、母子保健に関する事業を推進する基盤となる地域組織の育成を図るものとする。 (第二十二条の三関係)
- 二 市町村は、保健婦、助産婦、看護婦又は母子保健に関する事業について熱意のある者を母子保健推進員とし、これに対して、妊産婦等の実情を把握すること及び母子保健に関する施策を周知させることを委託することができる。 (第二十二条の四関係)

第十五 その他母子保健に関する基盤の整備

- 一 国及び地方公共団体は、母子保健に関し専門的知識及び技術を有する者の養成及び研修の実施に努めなければならない。 (第二十二条の五関係)
- 二 国及び地方公共団体は、母性の健康の保持及び増進に資するため、女子が随時、健康診査、健康相談等を受けることができるような体制の整備に努めなければならない。 (第二十二条の六関係)
- 三 国及び地方公共団体は、安全な出産を確保するため、周産期集中管理、医療機関の迅速な連携その他出産に係る緊急な事態に対応する体制の整備等に努めなければならない。 (第二十二条の七関係)
- 四 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、先天性代謝異常、

悪性新生物、アレルギー性疾患等の疾患の治療等に関する調査研究体制の整備に努めなければならないこと。（第二十二条の八関係）

第十六 徴収することができる費用の範囲の縮小（第二十一条関係）

徴収することができる費用の範囲を養育医療の給付に要する費用に限定し、保健指導に要する費用は対象としないこと。

第十七 国及び都道府県の負担及び補助（第二十二条の十及び第二十二条の十一関係）

- 一 保健指導及び訪問指導に要する費用に対しては、都道府県はその四分の一を、国はその二分の一を、第八の健康診査に要する費用に対しては、都道府県及び国は各々その三分の一を、負担するものとすること。
- 二 第八以外の健康診査、居宅における介護等の措置及び母子健康センターに要する費用に対しては、都道府県はその四分の一以内を、国はその二分の一以内を補助することができること。

第十八 施行期日等

- 一 この法律は、平成六年四月一日から施行すること。（附則第一項関係）

二 その他この法律の施行に伴う経過措置等所要の規定を整備すること。